

「北海道食の安全・安心条例」の点検・検証の考え方

条例の 点検・検証

北海道食の安全・安心条例 附則 2
知事は、この条例の施行後 3 年を経過した場合及び平成21年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

点検年の 考え方

条例附則 2 に基づく点検は、本来、令和 6 年度(2024年度)に実施するものだが、条例第 9 条に基づき定める現在の第 4 次「北海道食の安全・安心基本計画」の期間は元年度(2019年度)～5 年度(2023年度)であることから、条例の点検・検証についても、第 4 次計画の最終年となる 5 年度に条例の検証を同時に行うことが適当。(過去にも同様に対応)

次期計画の 策定

条例の点検・検証の結果、条例の必要性が認められた場合、6 年度(2025年度)からの次期計画の策定が必要になるため、第 4 次計画の検証と評価を行うとともに、情勢の変化等を勘案した第 5 次計画を策定する。

過去の点検 の経過など

年度	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	3	4	案		
		第 1 次計画				第 2 次計画				第 3 次計画				第 4 次計画							
安安 計画	策定				策定				策定					策定						策定	
食育 計画																					
安安 条例	公布 施行			点検					前倒 点検	点検 年				前倒 点検	点検 年					前倒 点検	点検 年
GM 条例	公布 施行			点検						点検					点検						点検 年